

障害福祉サービス事業所等を運営する法人の代表者様

盛岡市長 内 舘 茂

令和6年度福祉・介護職員等処遇改善加算等の処遇改善計画書の届出について（通知）

福祉・介護職員等処遇改善加算等の算定に係る届出について、令和6年度に当該加算を算定する事業所は、下記により処遇改善計画書等を提出されるようお願いいたします。また、当該加算の算定要件等については、厚生労働省及びこども家庭庁からの通知（令和6年3月26日付け「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照してください。（本通知において、旧処遇改善加算、旧特定加算及び旧ベースアップ加算を「旧3加算」といい、令和6年6月から一本化される福祉・介護職員等処遇改善加算を「新加算」という。）

記

1 計画書の提出期限

旧3加算を令和6年4月又は5月のサービス提供分から算定する場合（継続・区分変更・新規）

新加算を令和6年6月のサービス提供分から算定する場合（旧3加算からの移行・新規）

いずれの場合も、令和6年4月15日(月)必着（※令和6年度当初の特例）

※上記に従って令和6年4月15日までに届出された処遇改善計画書のうち、6月以降の新加算に係る計画の変更については、令和6年6月14日（金）必着

（※上記以外の時期から算定開始する場合、当該加算を算定する月の前々月の末日までに提出すること。）

2 提出書類

紙媒体により、1部提出

別表：令和6年度福祉・介護職員等処遇改善加算等の提出書類一覧を確認すること。

注1 各様式には自動判定のための数式が設定されているため、改変は行わないでください。

注2 複数の障害福祉サービス事業所等を有する法人については、計画書等については、法人単位で一括して作成して差し支えありません。ただし、指定権者が異なる複数の障害福祉サービス事業所等を有する場合は、それぞれの指定権者へ届出する必要があります。

注3 各様式への押印は不要です。

3 提出方法

窓口を持参、または郵送

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号（本庁舎5階） 盛岡市保健福祉部障がい福祉課 事業所係

4 留意事項

処遇改善加算等の算定額以上の賃金改善が行われていない等、算定要件を満たさない場合や虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合は、支給された処遇改善加算等の一部若しくは全部を不正受給として返還させること又は処遇改善加算等を取り消すこととなりますので、御留意ください。また、実績報告書及び根拠資料は5年間保存してください。(国通知では保存期間が2年間となっていますが、過誤申立期間を考慮し5年間保存してください。)

5 実績報告について

令和5年度の処遇改善計画に基づく実績報告については、改めて通知します。

実績報告の提出期限は令和6年7月31日(水)の予定です。

6 年度途中の変更について

既に提出した計画書等の内容に年度途中で変更が生じる場合(法人の吸収合併、事業所の新規指定、廃止等による事業所の変更)においては、事前に市に協議願います。

【担当】

盛岡市保健福祉部障がい福祉課

事業所係【障害者担当】 舘澤・嵯峨・佐藤

【障害児担当】 内藤・齊藤

電話 019-613-8296 (事業所係直通)